

部活動の活動方針

真岡市立物部中学校



学校教育目標

- 1 心情豊かな人
- 2 自ら学ぶ人
- 3 勤労を尊ぶ人
- 4 よく考えて行動する人
- 5 国際社会に貢献する人



学校教育目標と部活動との関連

部活動は、学校教育の一環として、教育目標達成のために教育課程との関連を図りながら行われるもので、スポーツや文化及び科学等に親しむ中で個性の伸長を図るとともに、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われる教育活動である。

部活動の教育的意義

部活動は、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえる。

- ① 生徒がスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図ったり、文化活動の素地を培うことで創造力を育んだりして、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、運動や文化活動を生活に取り入れていく資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長を図る。
- ② 異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、外部指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど、人間形成に資する。
- ③ 仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わうことができる活動によって、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を涵養する。

物部中学校の部活動に係る活動方針

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定等

ア 校長は、「真岡市の部活動の在り方の方針」に則り、毎年度、2月末までに「物部中学校の部活動の活動方針」を策定する。その際、学校評議員やPTA等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。

部活動顧問は、「物部中学校の部活動の活動方針」を踏まえ、3月25日までに「各部の活動方針」「4月の部活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)」を作成し、校長に提出する。

部活動顧問は、「物部中学校の部活動の活動方針」を踏まえ、前月の20日までに「月間の部活動計画(予定等)」を、翌月の5日までに前月の「活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)」を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの「物部中学校の部活動の活動方針」を学校のホームページへの掲示等により公表する。

部活動顧問は、「各部の活動方針」「月間の部活動計画」を学校のホームページへの掲示等により公表する。また、生徒が見通しをもって活動できるように、紙面で配布する。さらに、各部の保護者に理解・協力してもらうために、保護者にも配布し、周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

部活動指導員は、学校教育施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率を行う。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 管理職は、「月間の部活動計画」及び「活動実績」の検証を行う。

生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教師の負担が過度にならないようにするために、次のことを行う。

① 管理職は、部活動顧問が作成した「各部の活動方針」「月間の部活動計画」が「物部中学校の部活動の活動方針」に則っているか確認し、適宜、指導・是正を行う。

② 「月間の部活動計画」を生徒・保護者・管理職が把握することにより、多くの目で検証する。

オ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 部活動における安全管理の徹底

ア 校長は、部活動について、生徒の安全を第一日に、部活動顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるようにする。

部活動顧問は、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を「ヒヤリ・ハット報告書」にまとめ、管理職に提出し、全職員で共有し、安全対策をする。

イ 部活動顧問や外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況を把握し、無理のない活動となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保できたりするように指導する。

ウ 部活動中、部活動顧問は生徒の活動に立ち合い、直接指導することを原則とする。やむを得ず直接活動に立ち会えない場合には、他の教員と連携・協力したり、あらかじめ顧問と生徒との間で約束された安全面に十分に配慮した内容や方法で活動させ、顧問はそれを把握する。このためにも、部活動顧問は日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考え、理解できるような指導を心がける。

エ 管理職及び部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な処置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。特に高温・多湿時においては、「熱中症予防情報サイト」(環境省のホームページ)や「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、活動の実施を判断する。

オ 大会やコンクール等による校外への移動については、原則として公共交通機関(貸し切りバス、タクシー等含む)を利用し、部活動顧問の引率を厳守する。

3 合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部活動顧問は、休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が様々なリスクを高め、必ずしも能力や技術の向上につながらないこと等を正しく理解する。その上で、生徒が生涯を通じてスポーツ・文化活動等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や各分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

特に、運動部においては、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体や心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

ア 部活動顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体が作成した指導手引を活用し指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究※も踏まえ、以下を基準とする。

※「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(H29.12.18公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日は少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満にすることが望ましい」ことが示されている。

(1) 休養日の設定

【学期中】

【平日】

原則、毎週水曜日を休養日とする。ただし、中体連関係の大会前は実施する。1週間の中で学校の行事等によって休養日がとれている日がある場合は実施する。

【週休日(週末)】

土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上の休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。

※真岡市教育委員会「部活動の在り方に関する方針」の「5 適切な休養日等の設定に関する申し合わせ事項」を参考にする。

第3日曜日(家庭の日)は部活動休養日とする。

【長期休業中】

学期中に準じた扱いを行う。

生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を必ず設ける。

- ・学校閉庁日期间(8/13～8/16、12/29～1/3)は、全国大会出場を控えている場合を除き、部活動を実施しない。
- ・年度始めの2日間(平日)は部活動を実施しない。

【大会前】

大会(中学校体育連盟・中学校文化連盟等主催)前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後の代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意することにより、長期間連続して活動することがないようにする。

(2) 活動時間

【1日の活動時間】

- ア 長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・1日の活動時間には準備や後片付けの時間は含まない。
 - ・平日の2時間程度には朝練習を含む。
- イ 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的をもって短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- ウ 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- ※真岡市教育委員会「部活動の在り方に関する方針」の「5 適切な休養日等の設定に関する申し合わせ事項」を参考にする。
- エ 特設の部活動(陸上・駅伝・合唱)に関しては、週当たりの活動時間における上限を考慮し、生徒のケガや故障等の防止に努める。

5 その他

校長は、市の方針に則り、各部の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

なお、定期試験3日前から部活動休養日とする。

〈冬季等の延長部活動について〉

- ・平日2時間程度を厳守する。
- ・必ず、保護者の承諾を事前に取り、承諾書を回収し、管理職に提出する。
- ・保護者送迎を厳守する。